

札幌市立福井野中学校いじめ防止基本方針

2019. 11

1 いじめ防止についての基本的な考え方

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

- いじめは、どの子どもにも起こり得る。
- どの子どもも被害者にも加害者にもなり得る

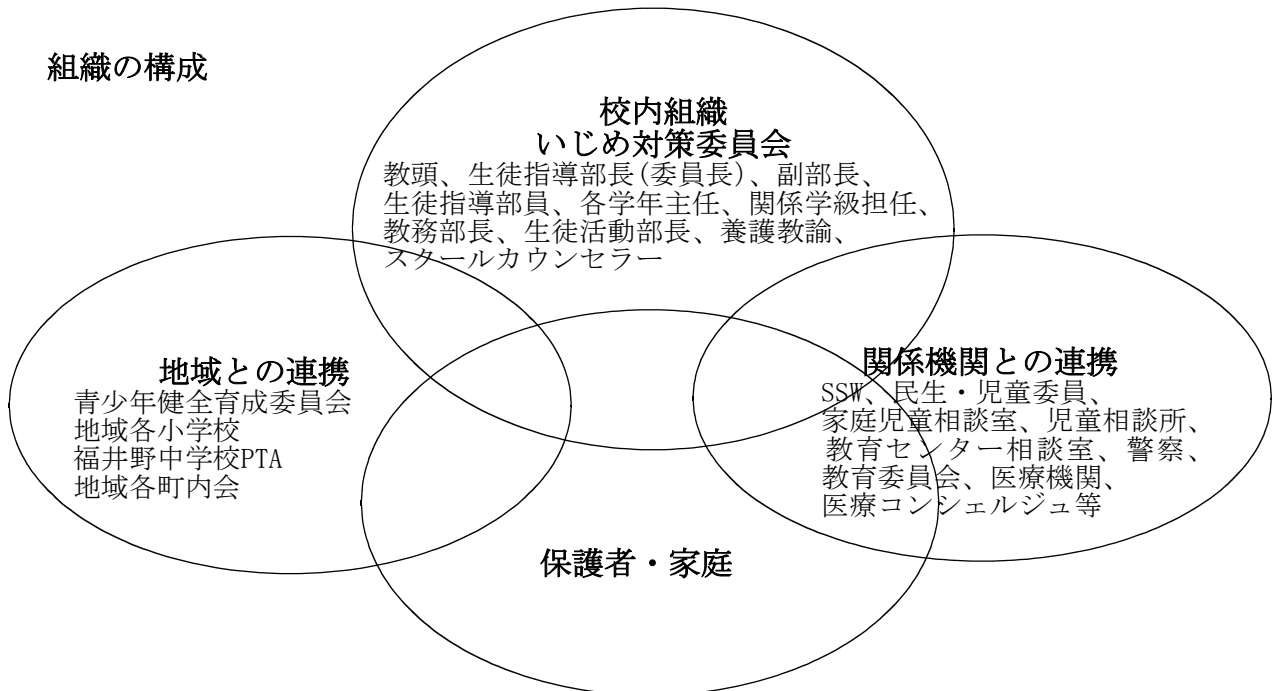
- いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害します。
- いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び、人格の形成に重大な影響を与えます。
- いじめは、いじめを受けた生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

だからこそ、「いじめは絶対に許されないし、許さない」という確固たる姿勢をとる必要があります。

- ① 子どもの尊厳を守り、子どもをいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。
- ② いじめは、子どもの命にかかわる重大な事態に発展する可能性もあるので、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり認知する。
- ③ 日常においては、いじめの未然防止に向け、道徳教育を積極的に行うことで、豊かな心を醸成し、他者への思いやりの心、命の大切さを育む。
- ④ 学校・家庭・地域・関係機関が相互に協力して、子どもが安心して生活し、学習、その他の活動に取り組むことができる環境を整える。
- ⑤ 大人が気が付きにくいいじめ（ふざけをよそおったり、インターネット上やメールなど）なども認知できるように兆候を見取る。
- ⑥ さまざまな言語、文化をもっている生徒や発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の特性の理解を深めるとともに、当該生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導、支援を行う。
- ⑦ もしも発見や連絡を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で加害生徒を指導する。

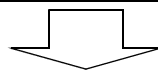
2 いじめ防止のための取組・いじめ対応

組織の構成



未然防止のための取組・早期発見

- ① 授業・学活・給食・部活での観察
 - ・「あれっ？」と思う感性を磨く→いじめの兆候を軽視してはならない
 - ・小さな様子の変化を察知する→早期の適切な対応につながる
 - ・声をかける
 - ・人間関係の変化に気付く
- ② 積極的な情報共有
 - ・教師間の細かな「あれっ？」の情報共有
 - ・生徒同士の会話、生徒とのやり取りの中からの「あれっ？」の情報収集
 - ・友人、クラスリーダーからの積極的な情報収集
 - ・保護者の「あれっ？」の情報収集
- ③ 相談活動の充実
 - ・日常の声かけからスタートする人間関係の構築
 - ・「話しても安心」なプライバシーの保護
- ④ いじめや悩みに関するアンケートの実施
- ⑤ 生活常任委員会を中心とした啓発活動の推進
- ⑥ 生徒指導部が中心となった、情報モラルについての啓発



早期対応 『いじめ対策委員会』の招集

学年・生徒指導部の緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者との連携を行う

- ① いじめられている子どもの側に立ち、詳細な事実確認を行う
- ② 第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する
- ③ いじめている子どもには行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる
- ④ いじめの事実確認においてはいじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに周囲の生徒や保護者など第三者から詳しく情報を得る
- ⑤ 保護者、教育委員会、関係機関、専門機関、(場合によっては警察)との連携

※ 重大事態への対処

重大事態とは

- ◎ いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例えば、

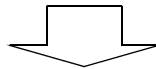
- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・金品等に重大な被害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される

- ◎ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定の期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

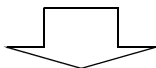
重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生した場合は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で調査結果を提供する



取組の評価

- ①再発防止に向けて、定期的に本方針の有効性を点検するなど、PDCAサイクルによる客観的な検証
- ②学校評価アンケート等により、学校関係者とともに、次年度に向けた取組を見直す



再発防止のための取組

- ① 反省と検証をもとにした事例研究
- ② 被害生徒の事後観察 心のケア（人間不信・PTSD等） 自己有用感の醸成
- ③ 加害生徒の事後観察 心のケア（怒り・感情コントロール） 道徳的意識の醸成
- ④ 一般生徒への道徳的指導 生徒同士の相互理解の重要性の醸成
- ⑤ 両保護者への説明責任を果たし、情報共有、理解と協力の要請を図る
継続的な家庭連絡
- ⑥ より一層細やかな生徒観察
- ⑦ 温かい生活環境づくり